



「彩の国優良ブランド品」制度について

埼玉県産業労働部観光振興室

1 「彩の国優良ブランド品」とは

優良な県産品を推奨することにより、県産品の普及と品質の向上を促進し、郷土産業の振興を図るため、埼玉県と（社）埼玉県物産振興協会では「彩の国優良ブランド品」認定制度を実施しています。認定された商品には、事業者が推奨マークを印刷したり、推奨マークのシールを貼付してPRすることができます。また、（社）埼玉県物産振興協会では優良ブランド品を紹介するカタログ等を作成・頒布するとともに、デパートや大手スーパーマーケット等での物産展などでPRに努めています。

2 対象品目

県内の事業所で製造・加工された商品及び企画された商品（埼玉県産の農産物等を主原料とするものに限る。）で、一般消費者に販売される食料品・民芸品その他雑貨品。（推奨品の例）

- (1) 原料に埼玉産の農産物や部品等が使用されており県内産業の振興につながるもの
- (2) 埼玉らしさがあり、彩の国さいたまのPRにつながるもの
- (3) 各地で進めている推奨制度で推奨されているもの
- (4) 品評会等で優秀な成績を収めているもの
- (5) 既に高い市場評価を得ているもの
- (6) 特許を有するなど独自の工夫があり、評価しうる特徴があるもの

3 認定推奨の有効期間

毎年11月1日から2年間

4 認定申請について

- (1) 受付期間 平成20年6月2日～8月31日
- (2) 申請書類提出先 (社)埼玉県物産振興協会 (さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル9階)
- (3) 申請者負担金 1点につき5,250円 (うち3,150円は2年間の共通PR経費)
- (4) 認定スケジュール 審査会 (物産振興協会主催) --- 9月
県の認定----- 11月1日

5 優良県産品販売センター「そぴあ」について

(社)埼玉県物産振興協会では、「彩の国優良ブランド品」をはじめとした県産品の普及・販路拡大を図る一環として、優良県産品販売センター「そぴあ」で、県内各地の名産品を展示・販売しています。

- 優良県産品販売センター「そぴあ」(ソニックシティ地下1階)
電話番号：048-647-4108

お問い合わせ先
観光振興室 観光・物産振興担当 048-830-3955
(社)埼玉県物産振興協会 048-647-4033